省令

○財務省・経済産業省令第一号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） 第一条の二　産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～三　［略］ 四　機構法第十五条第一項第十号に規定する地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三に規定する業務に関する事項 五～九　［略］	（業務方法書の記載事項） 第一条の二　産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～三　［略］ 四　機構法第十五条第一項第九号の二に規定する地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三に規定する業務に関する事項 五～九　［略］
（第二種信用基金の増減） 第十六条　機構法第二十一条第一項の第二種信用基金は、毎事業年度、機構法第十五条第一項第七号、第九号、第十号及び第十五号並びに附則第七条、附則第八条の三第一号及び第三号並びに附則第八条の五第一号及び第四号の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少するものとする。	（第二種信用基金の増減） 第十六条　機構法第二十一条第一項の第二種信用基金は、毎事業年度、機構法第十五条第一項第七号、第九号、第九号の二及び第十五号並びに附則第七条、附則第八条の三第一号及び第三号並びに附則第八条の五第一号及び第四号の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○文部科学省令第三十号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百十三号）の施行に伴い、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の九中「第十一条の三の四第一項第二号」を「第十一条の三の三第一項第二号」に改める。

第四条の九の二第一項及び第四項第三号中「第十一条の三の四第七項」を「第十一条の三の三第七項」に改め、同条第六項及び第七項中「第十一条の三の四第一項第一号」を「第十一条の三の三第一項第一号」に改める。

第四条の九の三第一項及び第四項中「第十一条の三の四第九項」を「第十一条の三の三第九項」に改める

第四条の十中「第十一条の三の四第一項第二号」を「第十一条の三の三第一項第二号」に、「第十一条の三の四第一項第一号に」を「第十一条の三の三第一項第一号に」に改め、同条第一号中「第十一条の三の四第一項第一号イ」を「第十一条の三の三第一項第一号イ」に改め、同条第二号中「第十一条の三の四第一項第一号ロ」を「第十一条の三の三第一項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第十一条の三の四第一項第一号ハ」を「第十一条の三の三第一項第一号ハ」に改め、同条第四号中「第十一条の三の四第一項第一号ニ」を「第十一条の三の三第一項第一号ニ」に改め、同条第五号中「第十一条の三の四第一項第一号ホ」を「第十一条の三の三第一項第一号ホ」に改め、同条第六号中「第十一条の三の四第一項第一号ヘ」を「第十一条の三の三第一項第一号ヘ」に改める。

第四条の十一第一項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の三の四第三項」を「第十一条の三の三第三項」に改める。

第五条第六項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同条第七項中「第十一条の三の四第一項第二号」を「第十一条の三の三第一項第二号」に改める。

第五条の三第一号イ中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同号ロ中「第十一条の三の四第三項」を「第十一条の三の三第三項」に改め、同条第二号の表一の項の項中「第二十三条の三の三第一項」を「第二十三条の三の二第一項」に改め、同表二の項の項及び三の項の項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

○厚生労働省・経済産業省令第一号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。